

鳥取縣公報

昭和十八年七月十六日
第千四百五十一號

告 示

金 曜 日

◆鳥取縣令第四十五號

昭和十七年七月一日鳥取縣令第五十六號地方事務所長タル
地方事務官委任事項中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行
ス

昭和十八年七月十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

岩美地方事務所長タル地方事務官委任事項中

鳥取市ニ係ル左記事項及

西伯地方事務所長タル地方事務官委任事項中

米子市ニ係ル左記事項ニ左ノ一項ヲ加フ

一 養糸業統制法施行規則第十一條ニ依リ養糸業者ガ蘭

目 次
○縣 令
● 地方事務所長タル地方事務官委任事項中改正 一頁
● 蕁工品配給統制規則施行細則中改正 二頁
○ 告 示
● 縣稅檢查章返納 三頁
● 被保險者證中無効 三頁
● 養糸生產費調查員囑託及解職 四頁
● 產婆登録名簿取消者 四頁
● 鮮魚介類販賣價格指定中改正及食用鰻販賣價格 指定廢止 四頁
● 公有水面埋立竣工期限伸長許可 五頁
● 國民學校の諸計畫夏季中に統合實施 八頁
● 其の他

ヲ自家用ニ供スル場合ノ承認ニ關スル事項

(昭和十八年) (島取縣告示第三百三十六號)

◆鳥取縣令第四十六號

昭和十八年一月鳥取縣令第一號鳥取縣薬工品配給統制規則

施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年七月十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

知事宛

郡 村 番地

產業組合長

第一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第一條ノ一 薬工品配給統制規則(以下規則ト稱ス)第三條

第一項第四條ノ規定ニ依リ知事ノ指定シタル數量ノ範

圍内ニ於テ呴、繩又ハ筵ヲ買受ケントスル者ハ規則第

三條第一項第一號ノ規定ニ依ル販賣組合ノ斡旋ニ依ル

ベシ

第二條中「薬工品配給統制規則(以下規則ト稱ス)」ヲ「規

則」ニ改ム

第四條中「繩、筵ノ販賣先別品目別數量ヲ」ヲ「繩又ハ筵ノ

品 目	買入數量	販賣數量	斡旋數量	在庫數量	備 考
計					
一 本表ハ呴、繩及筵ノ種類別ニ作成スルコト 但シ繩 ニ付テハ束繩ヲモ含メ荷造繩、堅繩及三子、別ニ作					
二					
三					
四					
五					

註

一 本表ハ呴、繩及筵ノ種類別ニ作成スルコト 但シ繩
ニ付テハ束繩ヲモ含メ荷造繩、堅繩及三子、別ニ作

區 分	番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏 名
縣稅檢查章	七八	昭和一八、一、 二三日	氣高郡 寶木村役場	書記	寺嶋 貞男

◆鳥取縣告示第三百七十六號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者
證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年七月十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

被保險者證 記號一 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事 務所所在地・名稱	無効トナリ タル年月日
鳥ひは 二九四	岡田 久一	鳥取市東品治町 日本通運株式會社 支店	一八、二、一〇
鳥とさ 二七〇	戸田 早巳	米子市明治町 日本通運株式會社 支店	一八、六、一〇
鳥とね 八	鈴木 勝壽	鳥取市東品治町 鳥取林材株式會社 會社	一八、六、二六

◆鳥取縣告示第三百七十五號

氣高地方事務所管内ニ於テ縣稅檢查章ヲ左ノ通返納セリ

昭和十八年七月十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

被保險者證 記號一 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事 務所所在地・名稱	無効トナリ タル年月日
鳥とさ 二七〇	戸田 早巳	米子市明治町 日本通運株式會社 支店	一八、六、一〇

鳥取縣公報 第千四百五十一號 昭和十八年七月十六日 (第三種郵便物認可)

00161

日をに	三五八	竹原 弘	弘	日野郡黒坂町 大阪特殊製鋼株式會社
東いけ	二三	中野 英明	英明	東伯郡倉吉町 今西鐵工所
米につ	九七	長岡 猶賀	猶賀	米子市明治町 日本通運株式會社
鳥に	四二	大呂 節枝	節枝	米子市川端二丁目 ニシヲ洋服店
鳥なな	一六	澤 佐太郎	佐太郎	鳥取市川外大工町 中原鐵工所
岩と	三〇	松本 仙吉	仙吉	岩美郡浦富町 東田貨物自動車
米澤 三次郎	佐倉 泰藏	第八號	足立延藏	昭和十八年七月十二日

◆鳥取縣告示第三百七十七號

蠶糸生産費調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十八年七月十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

囑託セラレタ ル蠶糸生産費 調査員氏名	解囑セラレタ ル蠶糸生産費 調査員氏名	擔當調査養蠶業者 番號	嘱託年月日	住所
岩美郡浦富町 東田貨物自動車	一八、五、二五	昭和十八年七月十二日	米子市糀町二丁目四六番地	

六日取消
大 島 阿 妻

◆鳥取縣告示第三百七十九號

昭和十七年三月鳥取縣告示第百十七號（鮮魚介類最高販賣價格指定ノ件）中左ノ通改正シ昭和十七年八月鳥取縣告示第五百五十號（食用鰻ノ最高販賣價格指定ノ件）ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年七月十六日

00162

鳥取縣知事 武 島 一 義

彙 報

あゆ、どぜう、こい、ふな大、ふな小、はゼ類、公魚、
うぐひ、じじみ、あみえび（淡水産水煮ヲ含ム）ノ項ヲ削
除ス

◆鳥取縣告示第三百八十號

公有水面埋立竣工期限伸長ノ件左ノ通許可セリ

昭和十八年七月十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

海に伸びよ海國の民

七月二十日は「海の記念日」
海軍思想の普及徹底を期せよ

明治九年七月二十日。畏くも 明治天皇は北海道より御

還幸の砌り函館より明治丸に御乗船遊ばれて、荒海を御恙なくこの日横濱に御着き遊ばされたのである。舊幕以來久しく島國に閉ぢこもつてゐた海國日本が、漸くその本來の面目を現はさうとする時、恐れ多くも 上御一人が長途の行幸に於ける御旅程をかく海上にお選みあそばされた御聖旨と共に勿體なき恥みであつて、我が國ではこの日を以て「海の記念日」と定められてゐる。

今や我が國は大東亞戰爭下東經九十度より百八十度に及ぶ廣域、北はアリューシャンより南は赤道を越えて濠洲を

00163

振撼せしめ、なほ或は遠くアフリカ南岸を襲ひ大西洋に進出し、又は米國カナダの沿岸を掠かして敵の心膽を寒かしめ御稜威の下我が偉容は世界を驚倒せしめつゝあるがこれ全く我が軍が緒戦以來東亞諸海域の制海權を掌握し、敵をして反撃の餘地なからしめてゐる爲であつて、まことにして制海權こそは皇軍戰捷の根柢、皇國發展の基幹をなすものといはねばならぬ。

げに海國の興廢は海上權の獲得を以て第一とし、海上權の確保こそは我が大日本帝國國防の最初であつて又最後でなければならぬ。凡そ世界に國をなすもの、總べて海を制することに依つて興りこれを失ふによつて亡びた。遠くは西洋古代のフェニキヤ、カルタゴが地中海を制して一世に霸を稱へ、中世のハンザ同盟或はヴェニスの隆盛も海上活躍の賜であつた。又近世に於ける海上交通の發達に伴ひヨーロッパ諸國の海上制覇は全く「海を制する者は世界を制す」なる言葉を如實に示し、イスパニヤ、ポルトガル、オランダの隆替はみな海上權争奪の歴史であり、イギリスがイスパニア、オランダを押へ、次いでナボーオンをして

從へて造船術も衰へて些々たる風波にも難破、「船板一枚下は地獄」など、海國民の口にするさへ耻づべき言葉が平然として行はれ、神代以來の精神と全く反する風を馴致するに至つたのである。

しかし國家の大事に際し忽然として覺醒するは我が三千年の傳統である。幕末に於てオランダより贈られた咸臨丸より出發した我が海軍は日清日露の兩役に大勝し、歐洲大戰後は世界三大海軍國の一に進み更に今次大東亞戰爭に於ては英米の兩艦隊を鎧袖一觸を以て屠り去つた。海運界に於てもまた同じく、明治三年始めて東京大阪間に定期航路を開いたものが、日清役後には早くも歐洲、濠洲、米國の三大航路を樹立し、日露役後は世界第六位、歐洲大戰後は世界第三位に進み、更に大東亞戰爭を契機として英米兩國の海運を一蹴するの意氣と信念に燃えてゐる。そして漁業に至つては既に漁船數漁獲高とも世界の首位を占めてゐるのである。

悠久三千年、その間には自ら一弛一張はあつた。結局我が國は海の國、我が國民は神代以來の海の民である、現代日本の國民たるもの、決して海を厭ひ海を懼れるもの一人もあつてはならぬ。

然るに鎖國二百六十年の久しきに亘つて養はれた海を怖れる——少くとも海を好まぬ思想は維新以來七十年を経ても容易に拭ひ去られてゐない。數年前まで俚謡として人口に膾炙してゐたものに「來いといふたとて行かれよか佐渡へ……」といふのがあつたが、かかる四十里や五十里の海上を怖れる貧弱極まる歌が堂々たる男子によつて歌はれたといふことは、もとより取るに足らぬ俚謡とはいひながら、そこに鎖國的思想が未だ全然清算されてゐないことを現はしてゐる。

大東亞戰爭下今や我が國は急速なる海軍と海運と水産業の擴充による東洋水域の支配が要請されてゐるのであつて一億國民舉つて海を愛し、海を理解し、海に活躍し、割期

「我にもし六時間英佛海峽の制海權をだに握らしめば……」と悲痛な言をなさしめ、遂に未曾有の大版圖を領有して、本國領土は我が朝鮮に類し、人口は我が半に過ぎぬ彼がその領土は本國の百六十倍を算し、隸屬人口全人類の三分の一を支配するに至つたのも一に海上權把握の力に據る。

抑々我が國は海國であり、古名に見るも大和島根、大八島、秋津島、浦安の國等その美稱異名が海に因んでゐる。諸冊二神の國生みその他の古事も海國を象徴するものが頗る多く、その後神武天皇御東遷以降歷代の史實は我が海國思想を物語るのが極めて多い。殊に鎌倉時代の元寇の役足利時代の倭寇等我が海事思想の隆昌想ふべきものあり、そして近世に入り秀吉家康に至つてはその政策は極めて海外發展的で、慶長の頃には我が國製造の船舶による最初の太平洋横斷があり、海外貿易と造船航海の術とは互に關連して大いに發達したのであつた。

然るに寛永の鎖國令以來我が海上活躍は一落千丈の悲運に陥り、爾來黒船の來寇まで全く長夜の眠りを續けて嘗て東半球を馳驅した日本船舶も空しく沿岸小運送の身となりしてゐる。

00164

00163

的なる海上發展に邁進しなければならない。若人よ海に伸びよ、軍人に、船員に、或は漁業者に、大東亞の海は諸君の雄々しき躍進を待望してゐる。一般の父兄もまた海を知れよ。決して海を恐れるな、進んで若人を海に活躍せしめよ。そして若き、又老いたる女性よ、速かに海を厭ふ鎖國思想の迷夢から醒めて、夫を、子を、兄弟を海に送れ。否自らも進んで海外に發展せよ。かくてこそ我が根強き海軍はいよいよ強く、海運も水産もいよいよ隆昌となつて、皇國將來の發展は盤石の上に置かれるのである。『海の記念日』に當り、我々は更に／＼海事思想が一般に普及徹底し全國民の海への關心が一日も速かに躍進せんことを切望する次第である。

『揚げよ日の丸 世界の海に』
『ごんご乗り切れ 世界の海を』
『黒潮が 呼ぶぞ乗り出せ 海の民』

(兵事・生課)

尙ほ心身鍛錬の諸施設は七月二十日以降の直接指導期間に實施することゝし、冬季と夏季に於ける授業を行はない日の變更に關しても、右の實情に基いて眞に己むを得ない地方にのみ認めることゝした。

(教 哉 术)

昭和十八年七月十六日印刷
昭和十八年七月十六日發行

發行者 烏取市 東町 縣
鳥取縣鳥取市吉方町
印刷所(西鳥19) 前田印 刷 所

國民學校の諸計畫

夏季中に統合實施

從來國民學校職員並に兒童を對象とする講習會又は鍛成會等の諸施設諸會合が輻輳し之がため授業に著しく支障を來しつゝある實情に鑑み、縣では本年から夏季中に於て諸計畫を統合實施し、以て決戦下に於ける皇國民の基礎的鍛成の充實徹底を期するため、来る七月二十日より月末までを心身鍛錬の直接指導期間とし、八月一日より同二十日までを間接指導期間とすることゝした。